

# 平成27年度 事業報告書

## I はじめに

平成27年度は雇用・経済環境の改善傾向等が続き、緩やかな回復基調が見られるものの、生活保護受給者数も過去最高の217万人を超えるなど、貧困や格差、社会的な孤立などの問題が広がった。このような中で、生活困窮や孤立世帯等への支援体制を構築するため、2か年のモデル事業を経て、生活困窮者自立支援制度が4月から本格実施され、自立相談支援をはじめ、任意事業である就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援等が開始された。

また、子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、待機児童の解消に向けた保育の量的拡大・確保及び職員の処遇改善などを目指すこととなった。

さらに、医療と介護を一体的に構築していくことを目指す「医療介護総合確保推進法」の考えをもとに、改正介護保険制度が施行され、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防に取り組む地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るため、いわゆる「新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)」を構築し、介護予防と多様な生活支援サービス取り組みを一体的に行うこととなった。

一方、国民誰もが家庭で、地域で、職場でそれぞれの希望と能力を発揮でき、生きがいを感じる事ができる社会を目指す「一億総活躍社会」の実現に向け、「希望出生率1.8」と「介護離職ゼロ」の達成に直結する緊急対策に重点的に取り組むこととなった。

こうした状況の中、社会福祉協議会には、地域住民の見守りや助け合い活動によるつながりの再生、総合相談から生活支援に至る一連の地域福祉推進活動、さらには日常生活から災害時の支援に備えたボランティア活動の普及などに対する積極的な取り組みへの期待が高まった。

本会では、27年度が初年度である「第4次県社協総合計画」に則り、地域住民が抱える新しい福祉・生活課題を踏まえながら、基本理念である「くまもとの『ふだんのくらしのしあわせ』を協働でつくります。」の実現を目指して、市町村社協や民生委員児童委員協議会、各種協議会や関係団体等と連携し、以下の主要項目を中心に、事業を実施した。

## II 主要項目

### 1 介護保険制度改正による地域支援事業や生活困窮者自立相談支援事業などに取り組む市町村社協を支援し、誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくりを推進した。

平成27年4月の介護保険法改正に伴う、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、住民の主体的な活動を含めた生活支援サービスの仕組みづくりの要となる生活支援コーディネーターの養成・支援に取り組み、各市町村における地域包括ケアシステムの構築や生活支援体制の整備を支援した。

また、町村社協との連携により、同年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」にもとづく「生活困窮者自立相談支援事業」を実施し、社会的孤立や経済的な困窮などの課題を抱える相談者の就労支援等を行うなど、社協の総合相談機能の充実を図った。

さらに、県民の参加・協力による地域福祉活動推進のために、中心的な役割を担う市町村社協による地域福祉活動計画や社協発展強化計画の策定を支援するとともに、各地域で地域福祉活動を実践する地域福祉コーディネーターの養成や先進社協の職員、専門家を派遣する「地域福祉推進サポーター派遣事業」を実施した。

### 2 地域生活を支援するボランティアの養成と活動の場の開拓を一体的に推進するとともに、福祉教育プログラムの一層の普及を図った。

また、市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練への支援を行い、大規模災害発生時の被災者支援の体制整備を支援した。

介護保険法改正を踏まえ、買い物やゴミ出しなどの生活支援ニーズを支えるための「生活支援ボランティア」を養成し、支え合いによる地域包括ケアシステムの構築に向けたボランティア活動の仕組みづくりに取り組んだ。

また、生活困窮者自立支援制度の実施や平成28年4月からの障害者差別解消法施行に備え、社会的に孤立している人や障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作るために、福祉教育プログラムの展開について検討する「福祉教育推進研究会議」を開催するなど、福祉教育の普及を図った。

また、大規模災害時にいち早く被災者の生活復旧と復興支援を実施するために、県内すべての市町村社協で実働型の「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」を行うほか、「市町村災害ボランティアセンターマニュアル」の改訂を行うなど、県内市町村社協の体制整備・強化に努めた。

### 3 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の一層の充実と、成年後見制度の利用や法人後見の取組みの促進を図った。

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の地域における自立した暮らしを支えるために、定期的な自宅訪問による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う地域福祉権利擁護事業を推進し

た。

また、市町村社協の事業担当職員や生活支援員への各種研修会を開催し、資質の向上を図るとともに、市町村社協へ個別訪問を行い、サービス提供の均一化と運営の適正化を図った。

さらに、リーフレットの作成・配布や広報誌等への情報掲載、関係機関等が主催する研修等での事業説明を通じ、本事業の普及・啓発に取り組んだ。

その他、本事業の利用者で判断能力が著しく低下した方を成年後見制度へ円滑に移行すること、また、権利侵害等からの保護のためにも成年後見制度の利用が重要であることから、各種研修会や助成事業を積極的に実施し、市町村社協による法人後見の取組みを支援するとともに、成年後見制度の利用促進を図った。

#### **4 生活福祉資金貸付制度を有効に活用し、困窮世帯の自立を支援した。**

離職等による生活困窮世帯をはじめ、低所得世帯等に対する経済的自立と社会参加等を促進するために、民生委員やハローワーク、福祉事務所、生活困窮者自立支援事業の関係機関等と連携するとともに、市町村社協に相談員を配置して、第二のセーフティネットとしての資金の効果的な貸付けと本資金制度以外の情報提供も行うなど相談支援に努め、世帯の自立に向けた支援を行った。

また、長期滞納債権に対しては、市町村社協及び民生委員と連携し、償還指導を通じて債務者の実態を把握したうえで、法的措置を実施するとともに、償還免除等の債権の整理を進めた。

#### **5 社会福祉振興基金による民間福祉団体、ボランティア、市町村社協等の活動支援を行うとともに福田令寿人材育成基金により、専門資格の取得を支援し、人材の育成を図った。**

社会福祉振興基金原資の効果的な運用により利息収入の確保を図るとともに、原資の一部を活用して必要な事業財源を確保し、住民との協働による生活支援サービスの体制整備を進める市町村社協の先駆的な取り組みを始め、ボランティア活動や地域のつながり促進事業、民間福祉団体の地域福祉活動を支援した。

また、福田令寿人材育成基金については、「社会福祉士・精神保健福祉士受験資格取得支援事業」により、福祉の職場で働きながら資格取得を目指す人に助成し、社会福祉従事者の人材育成を行った。

#### **6 社会福祉法人の様々な経営課題に対応した専門相談員による相談事業と研修会を実施し、社会福祉法人の経営を支援するとともに、社会福祉法人が行う社会貢献事業「生計困難者レスキュー事業」を支援した。**

福祉サービスが多様化する中、社会福祉法人・施設や市町村社協が抱える様々な課題に対して、公認会計士、社会保険労務士、弁護士による専門的な相談窓口を開設して、助言・指導を行うとともに、県福祉人材・研修センターのアドバイザー派遣事業と協働し、社会福祉法人経営の支援に努めた。

また、習熟度別に設定した会計研修や、様々な法改正に対応した労務管理等の研修会、施設利用者の個人情報の取り扱いについて法的な観点から学ぶ法令関係研修会を開催し、適切な法人運営と経営課題への取り組みを進めた。

さらに、県社会福祉法人経営者協議会が行う「生計困難者レスキュー事業」については、生計困難者への宿泊・食事の提供などの直接サービスが展開されているが、「生計困難者レスキュー事業基金」の適切な運用や市町村社協・民児協との調整などの積極的な支援を行った。

## **7 福祉分野における人材の確保・定着を図るとともに、福祉サービスの質の向上に関わる取り組みを実施した。**

熊本県、ハローワーク等の関係機関・団体と連携し、合同面接会や個別相談を実施するなど、就労支援に努めた。特に、将来の福祉の担い手として、若者の参入を促進するため、中学生、高校生、大学生及び専門学校の学生を対象とした出前講座や地域座談会に組み込み、福祉の職場への理解と福祉職の魅力を広め、イメージアップを図るとともに、介護・福祉職や保育士を志す方への修学資金の貸し付け等を行うなどの環境整備を図った。

社会福祉従事者に対しては、高いスキルを身につけ専門職として働き続けることができるよう体系的な研修を実施した。特に、「キャリアパス対応生涯研修課程」については、対象者を昨年度の初任者に引き続き中堅職員に広げて実施し、受講者が自らのキャリアデザインを描くことができる研修体系の構築に向けた取り組みを行った。

さらに、介護保険事業を支える介護支援専門員を養成するために「介護支援専門員実務研修受講試験」を実施し、合格者を対象とした実務研修を実施するとともに、「更新研修」、「再研修」、「専門研修」を実施するなど、介護サービスの充実を目的とした事業の推進に努めた。

## **8 福祉サービスを提供する事業所等における苦情解決体制の整備を図り、運営適正化委員会の活動を推進した。**

状況調査や巡回訪問を実施し、福祉サービスを提供する事業所等の苦情受付担当者や苦情解決責任者及び第三者委員の体制整備の充実を図った。

また、利用者等からの苦情や相談等が、福祉サービスの質の向上につながるよう苦情解決研修会並びに第三者委員研修会を開催し、関係者の意識を高めた。

さらに、福祉サービス利用援助事業の運営を監視し、熊本県社協並びに市町村社協の適切な事業執行のための助言・指導を行い、運営適正化委員会の活動を推進した。

## **9 社会福祉に関する調査を行い、提言活動に関する検討を進めた。**

福祉ニーズや福祉サービスの実情を把握し、県民に必要な制度、サービスの仕組みづくり等につなげるための様々な調査を行った。

また、調査結果については、関係機関・団体等への周知等に努めるとともに、今後の提言活動に関する検討を進めた。